まち・ひと・しごと創生

第３期　玖珠町総合戦略

「継続は力なり」

令和８年３月

第１　基本的な考え方

（1）　総合戦略策定の趣旨

２０１４（平成２６）年１１月、「まち・ひと・しごと創生法」が施行され、同年１２月、国は「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」および「まち・ひと・しごと創生戦略」を策定しました。

玖珠町でも、２０１５（平成２７）年１０月に「玖珠町まち・ひと・しごと創生戦略」（計画期間：２０１５（平成２７）年度～２０１９（平成３１）年度)、２０２０（令和２）年３月に「まち・ひと・しごと創生第２期玖珠町総合戦略」（計画期間：２０２０（令和２）年度～２０２５（令和７）年度）を策定し、玖珠町の特性を活かした地方創生の取組を推進してきました。しかし、急速な人口減少の流れを変えるまでには至っていない状況です。

当分の間、玖珠町の人口や生産年齢人口は減少していくことが推測されます。玖珠町のまちづくりの基本理念（次代を担う子どもとともに　未来をつくるまち　～住んでよかった童話の里～）に則り、玖珠町の特色を活かし、若者や女性にも選ばれる地域づくりやデジタル技術等を活用し生産性の向上を図るなど、切れ目のない地方創生の取組の充実を図ります。また、国、大分県、近隣市町村とも連携しながら、「玖珠町まち・ひと・しごと創生戦略」「まち・ひと・しごと創生第２期総合戦略」でも掲げている２０４０（令和２２）年の人口１１，０００人をめざし、玖珠町の「地方創生」に向けた施策を進めるべく「第３期玖珠町総合戦略」を策定します。

（2）　総合戦略の役割・位置づけ

総合戦略は、「まち・ひと・しごと創生法（平成２６年法律第１３６号)」に基づき、玖珠町の「まち・ひと・しごと創生」に向けた目標や施策の基本的方向、具体的な取組等をまとめるものです。

また、「玖珠町総合計画」の重点取組と整合性を図るなか、「地方創生」のための施策を集中的・重点的に推進する施策を集中的・重点的に推進する計画として位置付けます。

なお、第３期総合戦略は玖珠町第６次総合計画後期基本計画（計画期間：２０２６（令和８）年度～２０３０（令和１２）年度）の中より、「地方創生」に関連する施策を推進するための計画です。

図表　総合計画と総合戦略との関連

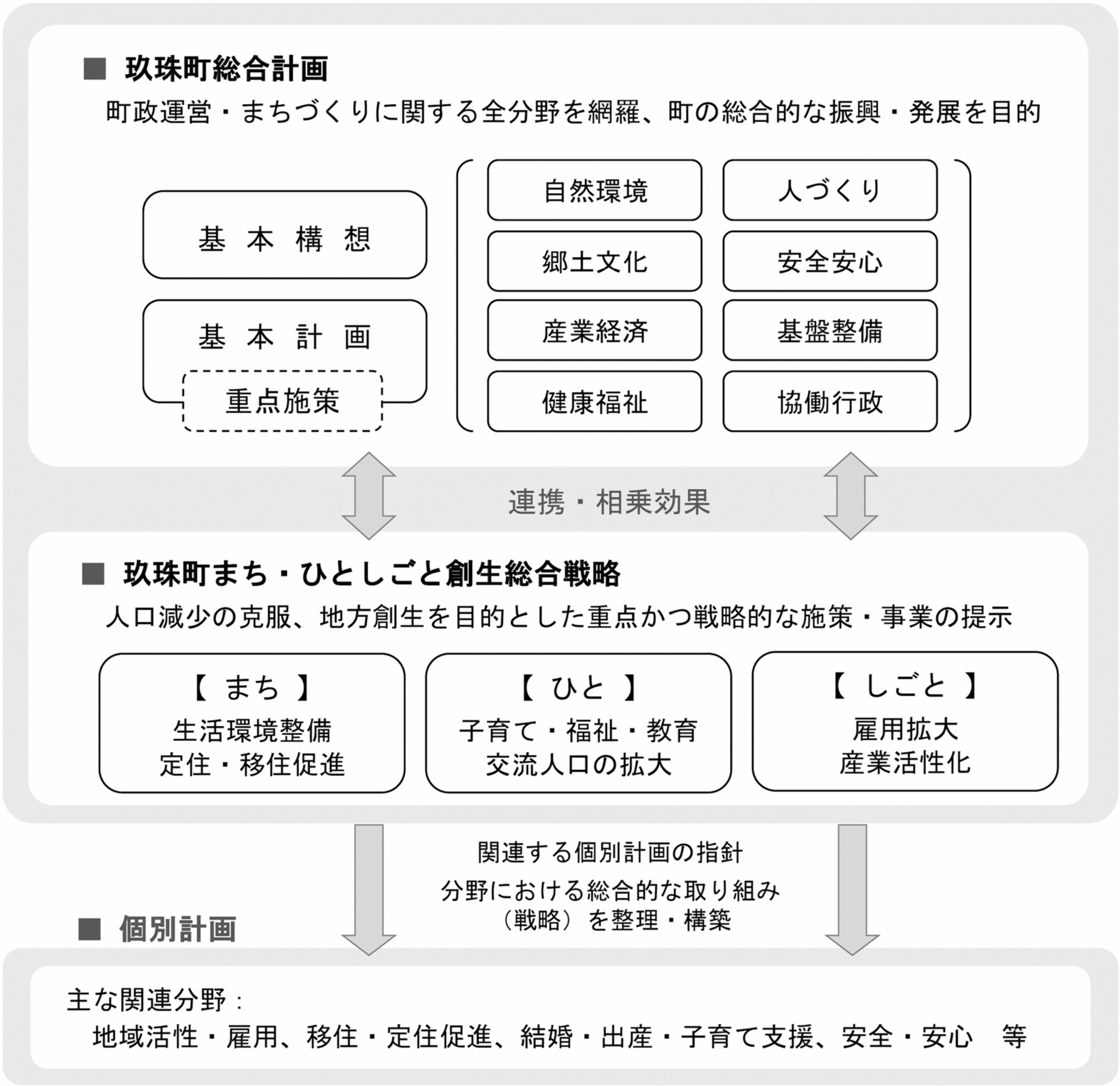

（3）　総合戦略の対象期間

総合戦略の対象期間は、玖珠町第６次総合計画の後期基本計画の終期までとし、２０２６（令和８）年度から２０３０（令和１２）年度までの５年間とします。

（4）　総合戦略の構成

総合戦略では、計画を推進するにあたっての「基本目標」を設定し、それに基づき的確に施策が展開できるよう「数値目標」、「基本的方向」、「基本的な施策」、「重要業績評価指標‘KPI」」を明示しています。

■　総合戦略の見方

①基本目標

玖珠町の人口について、人口の自然増および社会減の抑制の両面から対策を進めるとともに、地域の活性化を図り、将来にわたり玖珠町が発展していくことができるまちづくりを進めるため、次の 3 つを基本目標として設定します。

I	地域に活力のあるまちをつくる	ま　ち
II	未来へつなぐひとを育てる	ひ　と
III	にぎわいと活気を興す　しごとをつくる	しごと

②数値目標

「基本目標」の達成に向けて特に重要な指標として、「数値目標」を設定します。

この「数値目標」は行政が何をしたか（アウトプット）ではなく、結果として町民にもたらされた便益や成果（アウトカム）に関する数値を設定することとします。

③基本的方向

「基本目標」の達成に向けた玖珠町の基本的な方向性を示しています。

④基本的な施策と重要業績評価指標（KPI）

「基本目標」の達成に向けた玖珠町の具体的な施策を示すとともに、施策ごとの進捗状況を検証するための指標「重要業績評価指標（KPI)」を設定します。

この「重要業績評価指標（※KPI)」は玖珠町として実現すべき成果であるアウトカムを重視した指標を設定することを基本としますが適切な指標がない場合などはアウトプットの指標を設定することとします。

１　人口ビジョン

玖珠町の人口推移は、２０１３（平成２５）年３月に国立社会保障人口問題研究所（以下社人研といいます。）が実施した推計値に比べて、２０１８（平成３０）年３月、２０２３（令和５）年１２月で実施された推計値ではさらに人口減少が進んだものになっています。また、２０２０（令和２）年国勢調査の結果は、社人研の推計値よりさらに下回っているのが現状です。このような状況の中、第６次総合計画後期基本計画のもと、安心して子どもを生み育てることができる環境の整備や、生活環境の整備、雇用の場と就業機会の拡大、定住促進等、様々な施策に積極的に取り組むことによって、著しい人口の減少に歯止めをかけていく必要があります。

玖珠町ではあらゆる施策を行い、２０４０（令和２２）年までに１１，０００人程度の人口の維持をめざします。

図表　社人研準拠による推計（2015 年～2060 年）

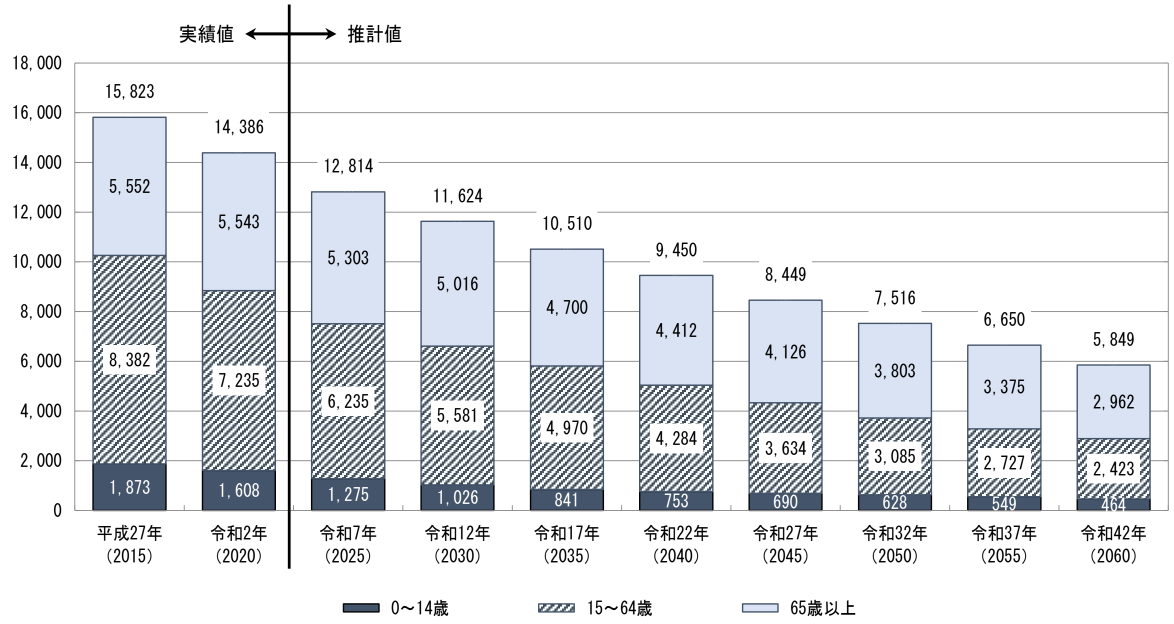

資料：社人研のデータをもとに玖珠町作成

図表　（参考）社人研準拠・現総合戦略の推計値

	2015 年	2020 年	2025 年	2030 年	2035 年	2040 年	2045 年	2050 年	2055 年	2060 年
社人研準拠	15,823	14,386	12,814	11,624	10,510	9,450	8,449	7,516	6,650	5,849
現総合戦略	15,940	14,956	12,814	12,100	11,530	11,016	10,552	10,105	9,681	9,278

※現総合戦略の 2015・2020 年は、第２期総合戦略時の数値を記載

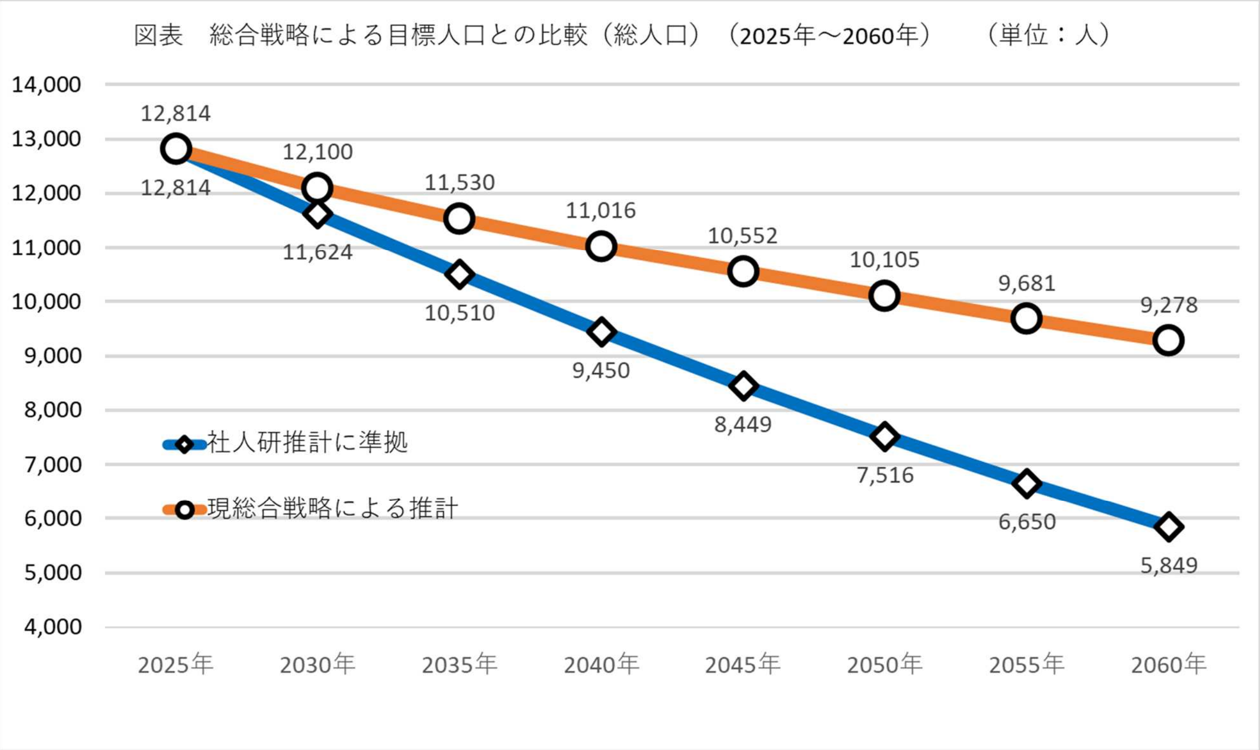

図表　各パターンの設定について

項　目	内　容
社人研準拠	【合計特殊出生率】＝社人研の仮定値による。（令和２年国勢調査の傾向を踏まえて設定） 【生残率】＝社人研の仮定値による。（令和２年国勢調査の傾向を踏まえて設定） 【純社会移動率】＝社人研の仮定値による。（令和２年国勢調査の傾向を踏まえて設定）
現総合戦略	【合計特殊出生率】 ・2020（令和 2）年～2024（令和 6）年　大分県平均 1.40・玖珠町平均 1.82 第３期まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略（2025（令和７）年３月策定）内での大分県全体平均の目標値を 2033（令和 15）年は 1.84、2045（令和 27）年は 2.07 程度と設定しており、大分県全体平均の合計特殊出生率は 2040（令和 22）年時点で 1.98 と仮定する。 大分県全体平均と玖珠町の合計特殊出生率の差を加味し、2040 年（令和 22）年の玖珠町目標を 2.40 とする。 【社会移動】 ・社会増減については、過去６年間の転出超過の平均人数が年間約 90 人となっているが、若者や女性に選ばれるまちをめざした施策を展開することで、2030（令和 12）年度末に０人することを盛り込み算定。 ・2030（令和 12）年を目途に個別案件による若者 100 人の人口増（工業団地・サテライトオフィスなどへの企業誘致（100 人増））を盛り込む。

基本目標

Ⅰ　地域に活力のあるまちをつくる

【数値目標】

○２０３０（令和１２）年度　１５歳から２９歳までの転出超過人数　６０人

【2024（令和6）年度　７１人】

［ 基本的方向 ］

住民協働や地域のコミュニティの充実については、多くの住民が様々な形でコミュニティ活動に参画し、地域の特性を活かしながら地域の活性化につながるコミュニティ活動をめざし、住民と行政の相互のコミュニケーションの機会を広げ、住民の町政への積極的な参画を推進します。また、地域の活性化に起因する県立美山高等学校との連携や地域住民が主体となった地域課題の解決や地域づくりを促進します。さらに、住民が地域の魅力や伝統・文化に触れる機会を増やし、愛着と誇りを持てるよう、地域おこし協力隊や地域商社などの取組を通じて、次世代の担い手を育成します。

玖珠町の移住・定住の促進については、豊かな自然環境や歴史・文化等の魅力を伝えながら、町全体で暮らしやすいまちづくりを進め、様々な機会から移住・定住を促進します。さらに、移住希望者が町内で仕事をしながら地域と関わり、住み続けることができるまちをめざすとともに、人口減少に歯止めをかけるため、玖珠町で育った若者をはじめ地域外の若者や女性にも選ばれるまちをめざして、定住支援や環境整備を行います。

関係人口や交流人口の創出については、玖珠町へのリピーターや玖珠町ファンが増加するような効果的で効率的な情報発信や、二地域居住施策などを通じて関係人口の創出や交流人口の拡大をめざします。

男女共同参画社会の実現については、あらゆる場面において性別に捉われず、それぞれの個性・能力に応じた役割を平等に担うとともに、その能力を十分に発揮できる男女共同参画社会をめざします。

生活環境整備については交通弱者の解消や空き家対策、公共施設の適正な再編や維持保全など、少子高齢化に伴う課題や問題に対し適切に対応し、施設や建物を有効活用し、社会情勢に適応した持続可能なまちづくりを行います。

基本的な施策

1　コミュニティの活性化・人材の育成・担い手育成

1-1 住民参画による「協働」の推進

○ 住民主体によるより良いコミュニティ組織の運営に向けて、町との連携により協働の取組みを推進します。さらに、担い手の固定化や高齢化、人材確保・人材育成など多くの課題に対し横断的に取り組みます。

○ ワークショップなど男女や世代を問わず意見を反映できる場を提供し、進行役となるファシリテーターの養成による人材の育成や仕組みづくりを進めます。

○ 社会福祉協議会による「支え合いマップ」づくり等、民生委員・児童委員、自治委員、防災士会、自主防犯組織等が協働して取組む仕組みづくりを支援します。

○ 若者や女性、移住者等、新しい発想を積極的に取り入れ、協働によるまちづくりを進めます。

1-2 地域の特色にあった各地区コミュニティの構築

○ 地域づくりの主体となっている地区コミュニティは、それぞれ地域の資源や特色を生かしながら、福祉・防災・教育・環境・伝統芸能や文化活動など様々な場面で、多様な世代が活躍・交流できる場となるよう推進します。

1-3 人材の育成・担い手育成

○ 地域おこし協力隊による地域振興や新たな産業に対する取組を強化します。

○ 集落支援員による集落対策活動等を通じて、地域課題の解決とコミュニティ活動の充実を図ります。

○ 地域商社による地域産業の活性化および地域の活力を創出する取組に対する人材および人材の育成に努めます。

2　魅力発信と移住定住の促進

2-1 広報・広聴・移住人口、交流人口増を目的にした情報発信の強化

○ 住民に伝わる広報を目指した広報の質の向上を行うとともに、デジタル化についても情報を受け取る側の目線に立った効果的な発信に取り組みます。また、ホームページ、広報誌、りんくす、Facebook、LINE、YouTube など多くの媒体で情報発信や意見集約を行います。

○ 移住希望者等に対してホームページ、SNS（ソーシャルネットワークサービス）等、多様な情報通信メディアを活用した情報発信を行う等、移住定住者に対する戦略的な広報を行うことで、移住人口、交流人口の増加につなげます。

○ 玖珠町のまちづくりの根幹となっている「童話の里」の精神を未来につなげるため、久留島武彦の功績を全国に発信します。

○ 広報やホームページを通じて各スポーツ団体の活動内容の紹介や参加者募集を行う等、スポーツ活動等に関する情報発信を通じて、住民のスポーツ活動を支援します。

○ ハローワークと連携して町内の求人企業の情報提供を行います。

○ UIJ ターン就職に向けた求職者に向けて、よりダイレクトな情報発信に努めます。

○ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等を活用し「いってみたい、いってよかった、またいきたい」と思わせるための効果的な情報発信を行います。

2-2 移住・定住の推進

○ 移住フェアやセミナー等への積極的な参加により、移住希望者や就農希望者との接点を持ち、成果を向上させるための検証を行います。

○ 移住者の不安の軽減につながるよう、移住支援の拡充に努めます。

○ 玖珠町で働き、生活できる体制を支援するため、創業、就業の支援や玖珠町が推進する農産品の栽培・経営技術習得のため、ファーマーズスクール※等による就農支援を実施します。

3 関係･交流人口の創出

3-1 関係人口・交流人口の創出

○ ふるさと納税を推進し、全国へ魅力を発信するとともに、町内事業者の所得向上やまちづくりの財源確保につなげます。また、地域商社事業と連携した都市部でのイベント等に積極的に参加し、玖珠町の知名度を高めることでふるさと納税との相乗効果を図ります。

○ 寄附者の目的や意図が明確に反映できるクラウドファンディング等の取組により、玖珠町の魅力発信、知名度の向上を図ります。

○ 道の駅を活用した出荷者自らによる展示、PR 販売や観光情報等の発信等を通じて、玖珠町の魅力を直接、来訪者に発信します。

○ 憩いの森や三日月の滝公園を活用した、体験型の都市交流やスポーツツーリズムと連携した取組により、交流人口の拡大を図ります。

○ 玖珠町との関わりの深い福岡県福岡市の長住地区など都市との交流を行います。

○ 玖珠町総合運動公園や、メルヘンの森スポーツ公園、B&G 海洋センター等を利用し、各種スポーツ大会を通じて町外の選手と交流を図ります。また、スポーツツーリズム等の施策を通じて、民間宿泊事業者や観光事業者、町内産品販売事業者などと横断的な取組を行い、地域経済の活性化を図ります。

○ 玖珠町と首都圏との間での二地域居住事業に継続して取り組みます。

4 男女共同参画社会づくり

4-1 女性の活躍の推進

○ 若者や女性の転出行動に影響を与える職場の重要性を踏まえ、就労機会の拡大や企業支援、誰もが育児休業・介護休業を取得しやすい職場環境づくりに向けた企業主研修の実施及び企業内研修の推進等、ワーク・ライフ・バランスの実現およびアンコンシャスバ

イアス解消への意識改革を図ります。

○ 家庭内で子育てや介護が必要になっても離職に追い込まれることなく、働きながら子育て・介護が継続できるよう、子育て・介護支援サービスの充実を図ります。

○ 農業従事者や個人事業主に対する男女共同参画研修を実施し、農業・商工業等の自営業における男女共同参画の推進を図ります。

5 快適な都市構造の形成

5-1 地域公共交通網の維持・改善と効率的で持続可能な公共交通事業の運営・利便性の高い公共交通の充実と新たな利用者の獲得

○ 公共交通の利用促進に向けて、コミュニティバスの運行内容（ルート・便数・曜日）の見直し、利用者が少ない路線・区間の予約型運行の実施等、交通弱者への配慮等に視点を置いた整備を行います。

○ ゾーン制運賃の導入、中学生を対象としたバス乗車券交付事業など新たに取り組みを実施し、さらにデマンド交通などの新たな運行の実証事業などを含めた全体的な公共交通の在り方を検討・分析し、住民にとって利便性の高い公共交通をめざします。

○ 夜間などの特定時間帯における交通空白の解消の施策を検討します。

○ 住民や公共交通に関わる関係団体の意見を公共交通の施策に反映させ、住民全体で公共交通の取組を行っていきます。

○ 国や県、他市町村の公共交通に対する取組や情報を注視し、玖珠町にあった公共交通施策を積極的に実施します。

○バスの時刻表のオープンデータ化を行い、玖珠町アプリ「りんくす」を活用した公共交通情報システムの充実を図ります。また、観光利用者へのアプローチを行い、新たな利用者の獲得に取り組みます。

○ 利用しやすい公共交通となるよう、鉄道・高速バス、路線バス、コミュニティバスの接続の改善を図ります。また、円滑に目的地まで移動できるよう、タクシーを活用した利便性の高い交通手段の確保を検討します。

5-2 手続簡素化・ＵＸ改善の推進

○ 手続きのスムーズな流れや待ち時間を短縮し、必要情報が事前に入力・共有された仕組みづくりとして、書かない・待たない窓口を推進します。

5-3 効率的で持続可能なまちづくり・コンパクトシティプラスネットワークの推進

○ 町内４地区のコミュニティを中心とした地域生活を支える拠点を充実させるとともに、公共交通網の充実を図ります。

○ コンパクトシティプラスネットワークの考え方を重要視し、都市計画区域内での都市機能立地エリアと都市計画区域外の地域との道路や地域交通等を含めたネットワーク構築も行います。

○ 増加傾向にある空き家・空き地に対して、資産流動を高めることにより都市基盤の充実を図ります。また、管理が行き届いていない空き家に対する苦情の連絡が多くなっていることから、所有者への適正管理を強化する取組を行います。

○ 人口の社会増を目指すため、移住・定住者等への住宅取得補助を行います。

5-4 空き家対策の推進

○ 所有者等自らの管理を促進するために、大分県が主体となる空き家相談窓口と連携を密にし、空き家バンクへの登録や空き家リフォームへの補助を行い、空き家の利活用を推進します。

5-5 デジタル化と利便性向上の推進

○ デジタル技術の活用により、行政手続きに要する時間の削減や住民サービスの質を向上するため、利用者である住民や事業者にとっての利便性を高め、安心して行政サービスを利用できる環境の構築を図ります。

5-6 住民ニーズに対応した都市公園機能の提供

○ 玖珠町総合運動公園等の都市公園については、各種スポーツ団体の利用のほかに、子育て世代の憩いの場や高齢者世代のウォーキングコース等多くの方々が利用しています。そのため都市公園機能の適切な維持管理と定期的な点検の実施と住民ニーズに対応した公園機能提供を継続的に行うことにより、人々が集う空間づくりを行います。

5-7 災害時等地域で支え合う環境整備

○ 日頃からの災害に対する備えや災害発生時に自発的に災害時の活用が行えるよう、自治区、防災士会、災害ボランティア、4 地区（森・玖珠・北山田・八幡）防災士会連絡協議会等と連携して、災害時の対応について情報を共有する等、地域で支え合う環境を整備します。

○ 災害危険区域や避難場所の周知、情報連絡体制の確立を図り、迅速な防災活動の支援につながるよう、ハザードマップを活用した防災訓練、防災教育を行います。また、必要な支援の共有や災害時に活動できる人材の発掘、リーダーの育成等、地域防災力の向上に努めます。

○ 消防団員数が減少しており、団員の負担軽減や活動しやすい環境の整備に取り組み、人材確保に向けた取組を進めます。また、各種災害等に対応できる機能別消防団を設置し、組織の充実を図ります。

○ 常備消防との密接な連携・協力の下で消防活動の強化を推進します。

○ 地域の避難所における備蓄品の整備や防災行政無線の整備などに取り組み、災害や減災に向けた安全で強靱な地域づくりを推進します。

5-8 感染症等の対策

○ 災害発生時に感染症のまん延防止や被災者の健康管理を迅速・的確に対応できるよう、関係機関との情報共有・連携強化を図るとともに、新型インフルエンザ感染症等の対策に基づいた実践的な行動計画を作成し、継続的な訓練を実施します。また、新たな感染症等が発生した場合も迅速に対応できるよう、平常時からの情報収集に努めます。

5-9 防犯対策の推進

○ 防犯灯未整備の地域に対しては、引き続き補助を行うとともに、既存防犯施設の持続的な維持管理に努めます。

○ 地域の見守り、声かけを通じて、啓発を兼ねた防犯活動を推進します。

5-10 図書館サービス網の構築

○ 住民のニーズや利用者が調べ学習に必要な書籍の導入に努めます。

○ すべての住民が公平に図書館サービスを受けられるよう、わらべの館の移動図書館車を活用し、豊かな生涯学習をめざします。

○ 県内および町内の図書施設と連携し、地域住民ニーズに対応した図書サービスを提供に努めます。

5-11 文化財の保存活動の推進および活用

○ 玖珠町に関係する歴史資料や文化財の整理収集のため収蔵施設の充実を図り、記録・保存を行うなど文化財の適切な保存活動と新たな文化財指定・登録の推進を行います。

○ 角牟礼城跡の眺望の確保、旧久留島氏庭園や旧豊後森機関庫回遊ルートの設定やサイン整備、眺望の回復を行い、文化財を観光資源として活用し、町内外への情報発信に取り組みます。

5-12 玖珠美山高等学校の魅力化

○ 玖珠志学塾の取組みの中で、高校と連携して生徒一人ひとりにあった学力向上の支援を行い、それぞれが進学や就職の目標を達成することで「高校の魅力化」を図っていきます。

○ 玖珠美山高校の優れた取組みや、「玖珠志学塾」など他校にない支援の取組みを広く発信するとともに、「下宿生に対する助成」など郡外からの入学者の増加に向けた施策も積極的にすすめて行きます。

5-13 地域が好きで誇りを持てる人材の育成・わらべの館を拠点とした令和の童話の里づくり

○ 地域の魅力や発信できる資源の共有、地域課題に関する協議を深め、それぞれの資源を繋げ、発信できる取組を探ります。

○ ２０２４（令和６）年１０月のわらべの館あり方検討委員会での最終答申を受けて、

教育・文化・観光・商業などあらゆる分野で協議を進め、わらべの館を拠点とした令和の童話の里づくりを推進します。

5-14 行財政改革の推進・公共施設の管理

○ 行財政改革を確実に実施することにより、将来のまちづくりに必要な行財政基盤の確立を図ります。

○ 施設予約のオンライン化を進めることで、住民の利便性を高めるとともに、窓口対応の効率化と業務負担の軽減を図ります。

○ 外部人材との連携や支援により、民間のノウハウ・デジタル技術を取り入れることで、業務の効率化を図り、先進的かつ実効的な施策を推進します。

○ 公共施設の老朽化対策として、玖珠町公共施設等総合管理計画、公共施設個別管理計画に基づき、庁舎をはじめとする公共施設の維持管理、長寿命化、延床面積の縮減等を行い、公共施設の老朽化等に対応したまちづくりを推進します。

○ 遊休施設利活用ガイドラインに基づき、遊休施設となった土地・建物については、売却・貸付を推進し、資産の適正な管理を行います。

○ 公共施設の機能確保、配置及び地域の実情に合った公共サービスが継続的に提供されるよう、施設の複合化等について検討する等、適正な維持管理に努めます。

○ 玖珠町に必要とされる児童館などについては、新たに個別の施設を建設することが非常に困難な状況にあります。しかしながら、住民ニーズへの対応と福祉の向上を図るために、施設の整備を推進するのではなく、求められるサービスを提供できる環境の整備に努めます。

KPI（最重要業績評価指標）

No	指　標　名	現状値の年度	現状値	目標値（2030）
1	玖珠町に「ずっと住むつもりである」「当分転居（転出）するつもりのない」人の割合	R6	83.2%	85.0%
2	玖珠町の移住支援を活用した移住者数	R6	23 人	60 人
3	玖珠町の就労支援を活用した年間定住者数	R6	1 人	12 人
4	空き家バンク登録件数	R6	8 件	25 件
5	玖珠町にふるさと納税をしてくれた方の寄付件数	R6	9,598 件	20,000 件
6	豊後森藩資料館の入館者数	R6	3,597 人	4,150 人
7	コミュニティバスの利用者数	R6	14,282 人	18,000 人
8	オンライン申請可能な行政手続きの数	R6	37 業務	100 業務
9	郡内中学生の玖珠美山高校への進学率	R6	50.3%	70.0%

基本目標

Ⅱ　未来へつなぐ人を育てる

【数値目標】

○２０３０（令和１２）年　　出生数　９５人（２０２６年度から 2030 年度までの平均）

○２０３０（令和１２）年　　合計特殊出生率　２．００

［ 基本的方向 ］

子育て環境の充実については子育て世代に対し子育ての情報提供や相談を含めた支援を行うことにより、結婚、出産、子育てと一体化した取組を行います。また、まちづくりに対する高齢者や障がい者の意欲や能力を提供できる環境を整備します。

学校教育においては、学校・家庭・地域が連携し、地域をあげて子どもを見守り、健やかに育てる環境づくりをめざします。また、社会の変化に対応する教育を図るため、ＩＣＴを活用した教育や校務のＤＸ化を推進するなど、多様な学びの場を提供します。

生涯学習の分野では、住民が気軽に「まなび」「つどう」ことができ、楽しく学び、個性と感性を育む取組を実施します。さらに、郷土愛を深めることで、町外に出た子どもたちもいずれ戻ってくる郷土教育を推進します。

基本的な施策

1 結婚・妊娠・子育ての支援

1-1 玖珠町出会いサポート事業の推進

○　少子高齢化の要因のひとつとして、晩婚化や非婚化があげられるため。県または周辺自治体と協力して出会いの場を提供し、成婚につなげる取り組みを行います。

1-2 母子保健事業の推進

○ 乳幼児健診や各種健康相談、発達相談会を実施し、健やかな育ちのための指導を行います。また、支援の必要なケースを確実に相談会に繋ぐため、関係機関と連携しながら取り組みます。

○ ２０２５（令和７）年度から設置されるこども家庭センターを中心に、子育てに関する情報を発信するとともに、母子保健と児童福祉を一体的に実施し、切れ目のない子育て支援を行います。

1-3 みんなで支える子育て支援

○ 妊娠、出産、子育てに係る保護者の心身の不安や負担を軽減するために、多様な子育て

相談の機会を創出し、安心してこどもを産み、育てられる環境づくりを推進します。

○ 幼児教育・保育施設等の利用者負担額の負担軽減やこども医療費助成等を継続し、子育て家庭に係る経済的負担の軽減を図ります。

○若者やこどもの希望（意見）を聴取する機会を設け、希望をかなえる環境づくりを推進します。

1-4 こどもの居場所づくり

○ 放課後児童クラブ等と協議しながら、地域資源を活用した放課後の居場所づくり、遊び場の確保を進めます。また、国の「放課後児童対策パッケージ」に沿った社会教育部門との連携の在り方を検討します。

○ こどもたちが地域で孤立することなく、安心して過ごせる居場所をつくり、食事の提供、学習支援等を行います。

1-5 すべてのこどもが健やかに成長できるまちづくり

○ 保育・幼児教育の質の向上とともにこどもたちが、「こどもの権利」を侵害されることなく健やかに育ち、生きる力を身につけられるよう、教育・保育施設における支援体制の充実を図ります。

○ 障がいや発達に支援が必要なこども、ひとり親家庭等、社会的な配慮が必要なこども・子育て家庭に対し、関係機関等と連携しながら、必要な支援を行います。

2　高齢者や障がい者が活躍できる社会づくり

2-1 生きがいをもって生活できる環境づくりの推進

○ 生活機能の向上のための機能訓練や、ひきこもり予防を目的とした通いの場の提供等、介護予防とともに、地域との交流や生きがいをもって生活できる環境づくりを推進します。

○ 通いの場への参加や外出しやすい環境づくりに向けて外出や移動に対する支援を行い、高齢者の生きがいづくりを推進します。

○ 高齢者が、就業機会を得ることによって社会参加をし、生きがいをもった生活ができるよう、シルバー人材センターの会員登録の促進等、充実を図ります。

2-2 障がい者が主体性、自立性を発揮できる施策の推進

○ 一人ひとりが希望に応じた就労につながるよう、自立支援給付による就労移行支援をはじめ、サービス提供事業所とも連携を図りながら、就労を通じた社会参加の機会の創出に努めます。

○ 適正に応じて能力を十分に発揮できるよう、多様な就労機会の場として、福祉的就労（就労移行支援、就労継続支援 A 型[※1]・B 型[※2]）の機会の提供や、地域活動支援センターでの活動の場を確保し、一般就労への移行を希望する方の就労移行につながる支援を行います。

※1 就労継続支援Ａ型：
通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して行う雇用契約の締結等による就労の機会の提供および生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援事業のこと

※2 就労継続支援Ｂ型：
通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して行う就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援事業のこと

3 未来へつなぐ ひとづくり

3-1 幼児教育・保育の充実

○ 玖珠町幼児教育振興プログラムに基づき、幼児期の遊びや生活を充実させ、共に成長しあうこどもたちの育成を目指すために、保育者の資質及び専門性の向上を図られるよう、引き続き研修会を実施します。

○ 子育て支援体制の充実、就学に関する相談体制の充実に向けて関係機関等の連携を促進し、特別支援教育の支援体制の充実を図ります。

3-2 幼少接続の推進

○ 幼児教育と小学校教育の円滑な接続となるよう「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手がかりに、学びの連続性に配慮した幼少接続を推進します。

3-3 教育の充実

○ 変化の激しい社会を生き抜く力と意欲を育むため、確かな学力（知）、豊かな人間性（徳）、健康・体力（体）のバランスのとれたこどもの育成を行います。

○ 学校・家庭・地域が目標や課題を共有し、協働して教育活動が進められ、こどもの学びと成長を地域全体で支える、地域とともにある学校運営の実現をめざします。

○ 学校間・校種間のきめ細かな連携を図り、いじめや不登校対策を充実させ、安全安心で質の高い教育環境の確保を図ります。

○ 社会の変化に対応する教育の展開を図るため、ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した指導方法への取組や、校務のＤＸ化を推進し、多様で質の高い学びの場を提供します。

○ ＧＩＧＡスクール構想のもとに小学校・中学校でのＩＣＴ教育を推進しており、高校生世代にも継続してＩＣＴ・ＡＩなどのデジタル技術を学ぶ機会の創出について検討し、地元企業との交流も図ることで若者の定着につなげます。

3-4 公民館講座の開催

○ 公民館講座を通して、住民個々の新しい学びに繋げていきます。また、文化芸術活動の発表の場として開催される公民館発表会と、玖珠町文化振興会が主体となって開催しているくすまち文化祭を共同で開催するなど、町内の文化活動に取り組んでいる人たちの交流につなげていきます。

○ 中央公民館は住民の生涯学習の場の拠点であり、引き続き生きがいの場づくりを提供するため、施設の改修・修繕を図ります。

3-5 社会スポーツの取組

○ 総合型地域スポーツクラブの運営や活動が円滑に進められるよう支援を行い、子どもから高齢者まで各世代に応じた誰もが気軽に参加できるスポーツ活動を推進します。

○ スポーツやレクリエーションの住民参加型の体育行事を企画開催し、住民同士の交流や町外との交流促進につなげます。

KPI（重要業績評価指標）

No	指　　標　　名	現状値の年度	現状値	目標値（2030）
1	みんなで支える子育て支援（実態調査）	R7	22.7%	27.8%
2	健診受診率（国保加入者）	R6	42.6%	60.0%
3	健康寿命（お達者年齢）	R5	男性 79.45 歳 女性 84.03 歳	男性 81.50 歳 女性 86.00 歳
4	「将来の夢や目標を持っているか」肯定的回答 ※『全国学力・学習状況調査』の調査対象　小学 6 年、中学 3 年	R6	77.6%	80.2%

Ⅲ　にぎわい・活気を興す　しごとをつくる

【数値目標】

○２０３０（令和１２）年　生産年齢人口　7,000 人以上

○２０３０（令和１２）年　人流データによる来訪者数　800,000 人／年
【計測地点：玖珠町全体】

［ 基本的方向 ］

農林業については、担い手確保のための人材育成や、新規就農希望者のＵＩＪターン者に対する支援を行うことで担い手となる人材育成や活動支援を行います。

町内の産業の半数以上を占める商業・サービス業については、経営基盤の安定や強化を図ることで地域経済を循環させ、町の活気を支えます。また、町内にある企業の成長や発展をめざす取組を行います。

観光については、来町者の消費促進によって町内の経済が活発化し、住民と観光客がともに幸せを感じることのできるまちをめざします。

基本的な施策

1　農林業の振興

1-1 農業経営安定化等への取組・農産物の生産向上

○ 玖珠町の農業施策を反映する産地化を目指す品目の重点的な支援と第 6 次産業化を推進しながら、農産物に付加価値をつける取組を行います。また、ＪＡなどの関係機関と連携し、農産物の生産拡大と出荷体制の強化、販路の開拓・拡大に取り組み、農業者の所得の安定と向上に向けた支援を行います。

○ 国の地方創生に関連する交付金事業を活用し、２０２５（令和７）年度に初出荷となった玖珠町の新ブランド米「くす天空の輝き」については、生産体制の強化に加え、販売活動にもより一層注力し、農業者の所得向上につながるように取り組みます。

○ 農薬や化学肥料の使用を軽減した、人や環境にやさしい農業を推進し、安心安全な農作物の生産・供給への支援を行います。

○ 農山村の緑豊かな自然、地域の伝統文化、農業体験など農山村が持つ地域資源を生かした都市との交流を推進し、交流人口の増加を行い、地域全体の活性化につなげます。

○ 担い手の育成や法人化の推進、農業後継者の育成・確保に努めるとともに、収益性の高い農作物の作付けを行い、効率的で安定した農業の振興、生産向上を図ります。

○ 積極的に市場流通させたい作物に的を絞り、園芸作物の産地化を図るほか、ＩＣＴ（情報通信技術）等の活用を図り、新たな技術による生産性・効率性の向上につなげます。

1-2 農業後継者及び担い手の育成・確保

○ 玖珠町農業の魅力を町内外の就農希望者に発信するため、東京・大阪・福岡・大分等の就農フェアに参加します。

○ 新規就農者を対象にファーマーズスクールを開催し、新規就農者の育成を図ります。また、関係機関と連携し、新規就農者に必要な情報を提供することで、経営基盤の確立ができるようサポートします。

○ 玖珠町で新規に農業を開始する企業に対して、国・県の補助事業の活用や町独自の優遇措置を図るなど、参入企業の支援を行います。

1-3 地産地消の推進

○ 安全・安心な農産物を生産し、地元農産物を学校給食に使用するなど、地元消費に取り組みます。

○ 町内の道の駅や直販に農産物を販売する小規模園芸農家を支援します。

1-4 鳥獣被害への対応

○ 集落全体で鳥獣侵入防止柵等の整備を行うとともに猟友会と連携しながら有害鳥獣の適切な個体数管理を行い、農作物被害額の軽減に努めます。

1-5 畜産業の振興

○ 畜産農家の減少に対応するため後継者や担い手の確保が必要です。IoT（モノがインターネット経由で通信すること。）等を活用し、畜産農家の省力化を図ります。また、肉用牛経営の向上や安定につながる取組を行います。

○ 安定した酪農経営につながるよう、乳用牛の保留や導入を推進する事業や、施設整備事業で飼養頭数の増加を図ります。

1-6 椎茸の生産量の維持・増産

○ 椎茸をはじめとした特用林産物の生産量の維持増産を図るため国や県の事業を活用しながら生産施設の導入支援を行います。

○ 新たな担い手への支援として、玖珠町ファーマーズスクールを通して生産技術の取得を支援します。また、関係機関と協力して椎茸栽培の担い手増加に取り組みます。

2　商工業の振興

2-1 経営基盤の安定強化、新分野への進出促進、創業の促進

○ まちの賑わいの創出に重要な役割を担っている商店街の維持・活性化に向けて、空き店舗情報を調査・リスト化し創業支援等と連携し、魅力ある商業の形成に努めます。

○ 農商工連携の促進を図り、住民の日常生活に密着した商品・サービスの開発、提供等の促進を図ります。

2-2 地域内の経済循環の創出

○ 商業・サービス業が、域内での経済の好循環を促す産業構造となるよう、町内での消費拡大、消費意欲の喚起を目的とするデジタル地域通貨事業の推進に観光業等、他産業分野と連携して取り組みます。

○ 玖珠町内の企業間の連携により、工業における付加価値を高め、町内外との取引を通じて経済の好循環を促す産業構造となるよう取り組みます。

○ UIJ ターン就職の促進に向けて、企業紹介事業を積極的に推進します。

2-3 人材の確保・育成、事業承継への支援

○ 地元企業への就職者増加につなげるため、地元高校生等を対象に求人情報の提供を行うほか、新規学卒者やＵＩＪターン者の町内就職に対する支援を通じて、就業支援を推進します。

○ 創業や事業承継に対する支援を行い、地域産業への新たな活力や魅力ある産業が育つ環境を生み出します。

○ 人材育成に向けた支援を行いＵＩＪターン者による地元就職を推進します。

○ ＵＩＪターン就職に向けた求職者に向けて、よりダイレクトな情報発信に努めます。

○ 労働生産性の向上や若者の定住に対する支援として、生成ＡＩ活用講座などのデジタル技術を活用した人材育成・人材確保を促進し、創業支援や事業所とのマッチング機会の創出に取り組みます。

2-4 企業誘致の推進

○ 町内の業種に関連する企業をはじめ、多様な職種に対する誘致に向けて、産業用地の紹介や、産業用地確保のための関係計画の調整を行い、立地環境を整備します。
特にＩＴ関連企業の事業所やサテライトオフィス等の誘致を推進し、新たな雇用の創出を図ります。

○ 雇用人材の確保・育成に向けて UIJ ターン就職の促進を移住・定住の取組と合わせて行います。

○ 玖珠工業団地の残区については県と協力して、玖珠町の産業にあった企業の誘致に取り組みます。

３　観光の振興

3-1 観光資源の魅力向上のための環境整備

○ 観光資源の魅力向上のため、対象を絞り込み集中的かつ効果的な環境整備を行います。特に豊後森機関庫周辺および森町周辺については、玖珠町の観光拠点として、地元住民との連携による回遊性の創出、ガイドや清掃活動など地域一体となった活性化を推進します。

3-2 住民による観光資源活用

○ 玖珠町の自然や歴史、文化などの地域資源を活用し、住民が主体となって観光振興に関わる仕組みづくりを進めます。まち歩きや郷土料理体験、地域行事への観光客参加など、暮らしと観光が一体となる取組を発展させていきます。

3-3 観光情報の発信

○ 玖珠町ホームページなどの町独自の媒体に限らず、国や民間等の媒体も活用し、多角的な情報発信に取り組みます。

○ ＳＮＳなどを活用し、「行きたい」「行ってよかった」「また行きたい」と感じさせる魅力的な発信を行うとともに、地元事業者や来訪者によるＵＧＣ（利用者生成コンテンツ）を活用し、共感を呼ぶストーリー性のある投稿を促進します。

3-4 広域観光ルートの検討（近隣市町村との連携）

○ 近隣の市町村と連携し、広域での観光周遊ルート（モデルルート）を作成するとともに、公共交通機関との連携や多様な媒体での情報発信を行います。

3-5 インバウンド対策

○ 海外旅行者のニーズに対応し、玖珠町の自然・歴史・文化を体験として伝えることで、地方ならではの魅力を感じてもらい、地域経済の活性化と継続的な来訪につなげます。

４　地域産業の活性化への取組

4-1 地域商社を軸とした地域産業活性化

○ 地域商社事業を通じて、地域産品の商品開発や販路拡大、道の駅の再活性化などを図り、地域経済の縮小の克服をめざします。

○ 地域商社事業におけるスポーツツーリズムを通して、参加者に玖珠町の魅力を感じてもらうことで継続的な来訪につなげ、地域産業の活性化につなげます。

KPI（重要業績評価指標）

No	指　　標　　名	現状値の年度	現状値	目標値（2030）
1	新規就農者数	R6	11 人	16 人
2	飼養頭数（繁殖雄牛）	R6	1,863 頭	1,950 頭
3	飼養頭数（乳用牛）	R6	220 頭	320 頭
4	農作物への鳥獣被害額	R6	7,763 千円	7,152 千円
5	玖珠町創業支援等事業計画に基づく年間創業者数	R6	2 件	4 件
6	高等学校卒業者で就職希望者のハローワーク日田管内年間就職率	R6	29%	30%
7	ＵＩＪターンによる年間就職者数	R6	1 人	2 人
8	既存誘致企業の年間増設数及び年間新規立地件数	R6	2 件	2 件
9	企業誘致等による年間新規雇用者数	R6	5 人	5 人
10	滞在時間の平均値（計測地点：主要観光地（森町界隈、豊後森機関庫公園、伐株山））	R6	45.1 分	50 分

[SDGｓによる取組]

SDGs（Sustainable Development Goals）とは、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17の目標（ゴール）・169のターゲットから構成されています。

SDGsの目標（ゴール）は、世界共通の目標であり、地方自治体の掲げる目標とはスケールが異なりますが、目指すべき方向性は同じものと考えられるため、本戦略においても、こうした流れを踏まえた取組が求められます。

そこで、本戦略においては、基本目標ごとにSDGsの目標（ゴール）を関連付け、計画の推進を通じて、SDGsの目標（ゴール）に向けて取り組むこととします。

玖珠町みらい創生課

政策・SDGs推進班

〒879-4492　玖珠郡玖珠町大字帆足２６８番地の５

TEL:0973-72-1151

FAX:0973-72-0810

E-mail：kikaku@town.oita-kusu.lg.jp

令和８年３月発行

童話の里　玖珠町